

報告第23号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年8月28日提出

京丹後市長 中山 泰

(別記)

専決第23号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年8月5日

京丹後市長 中山 泰

損害賠償の額の決定について

京都市左京区地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和2年6月19日、京都市左京区地内において、総務部職員が公用車で走行中、交差点を転回しようとしたところ、後方から走行してきたバイクと接触し、相手方に損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 131,400円

3 損害賠償の相手方 京都市右京区在住 個人